平成22年4月1日から児童手当にかわって

子ども手当が創設されました

支給対象年齢が中学校修了前までに拡大され、所得制限がなくなりました。

子ども手当制度の目的

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までの子ども一人につき、**月額1万3千円**が支給されます。児童手当とは異なる制度ですので、支給要件や申請方法をご確認ください。

平成23年度以降の子ども手当については、政府はあらためて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定です。

支給要件

15歳到達後、最初の3月31日までの間（中学修了前）にある子どもを監護し、かつ生計を同じくする保護者、または養育者で浦添市に住所を有する者。

申請について

子ども手当創設による申請手続の必要の有無については、下記でご確認ください。

下記に該当する方は、**平成22年9月30日まで**に申請されると、4月分にさかのぼって支給されます。出生・転入した方は出生・転入日から15日以内に子ども手当の申請手続をすると、出生・転入日の翌月分から手当が支給されます。

支給月（平成22年度分）

6月（4・5月分）
10月（6・7・8・9月分）
2月（10・11・12・1月分）
平成23年6月（2・3月分）

※児童手当の受給資格者については、平成22年2月分と3月分が平成22年6月に支給されます。

申請場所・受付期間

申請場所

浦添市役所202外部会議室（2階児童家庭課裏側）

※6月末日までは202外部会議室での申請、7月以降は児童家庭課窓口での申請を予定しています。

受付期間

4月1日より随時受付しています。

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

午前9時～12時

午後1時～午後5時

※公務員の方は勤務先での手続となります。

必要書類

①印鑑（シャチハタは不可）

②普通預金通帳（ゆうちょ銀行以外で、請求者名義のもの）

③健康保険証（請求者のもの）

必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。

※請求者は、父母のうち所得の高い方（家庭の生計を立てている方）になります。

子ども手当の詳細については市ホームページでもご覧になれます。

（http://www.city.urasoe.lg.jp/）市ホームページ右上の検索機能で「子ども手当」と検索。

問い合わせ
児童家庭課
☎876－1234（内線3618）

子ども手当を受給するには、申請が必要な場合があります。あなたはどちらに該当しますか？

申請手続の必要の有無（出生・転入を除く）

平成22年3月末日に児童手当を受けていない方

4月1日に子ども手当の支給要件に該当する方で3月末日まで児童手当を受けていない方は、申請手続が必要です。

例　所得制限を超えるために児童手当を受給していなかった方など

平成22年3月末日に児童手当を受けている方

新中学1年生までを養育している方

4月1日に子ども手当の支給要件に該当する方で、新中学1年生までを養育している方は、そのまま移行となるため、新たに申請を行う必要はありません。

新中学2～3年生も養育している方

養育している子どものうち、新中学校2・3年生がいる場合は、受給金額の増額を申請する必要があります。

その他

児童手当が未現況などで支払いが差し止められている方は申請手続が必要です。

難病患者・小児慢性特定疾患児の生活支援事業がスタートしました！

浦添市では平成22年4月から、在宅で療養している難病の方や小児慢性特定疾患の児童に対して、日常生活に必要な次のサービスを始めました。

- 難病患者等ホームヘルプサービス
- 難病患者等日常生活用具給付
- 難病患者等短期入所
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

サービスの対象となる方

サービスの対象となるのは、次の1～4の全てにあてはまる方となります。

1　市内在住の方
2　難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び慢性関節リウマチの方
　（※小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業については、小児慢性特定疾患の児童）
3　病状が安定していて在宅で療養が可能と医師が判断した方
4　介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法などのサービス対象とならない方

※申請に必要な書類やサービス内容の詳細、日常生活用具の品目、自己負担などについては、右記までお問い合わせください。

問い合わせ
福祉課　障がい福祉係・支援給付係
☎876-1234（内線3561～3564）

障がい者等移動支援・日中一時支援の事業内容が変わりました！

障がい者等移動支援事業と日中一時支援事業実施規程が、平成22年4月1日から変わりました。改正にともない、サービス費に対する利用者負担金の減免対象が変わります。

改正前
◆生活保護受給世帯の方：全額免除
◆所得税非課税の方：1割負担
◆障害福祉サービスを利用しており、かつ所得税課税世帯の方：0.5割負担

改正後
◆生活保護受給世帯の方：全額免除
◆市・県民税課税世帯の方：1割負担
◆市・県民税非課税世帯の方：0.5割負担

現在利用中の方は、次回の有効期間更新時からの変更となります。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ
福祉課　支援給付係
☎876-1234（内線3561・3562）